

●今月の経営チェックポイント

- 社会保険料の標準報酬月額の変更に伴う徴収額の変更月です。
10月分給料から徴収額の変更をして下さい。
一般の被保険者の方 現行 17.474% → 17.828%
被保険者負担率は 8.914%です。
- 労働保険料の延納（分割納付）の第2期分の納期限は、11月2日迄です。
- 個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分の納付期限は11月2日迄です。
- 10月、11月決算法人の方は賞与等決算の対策をして下さい。
- 10月12日（月）は体育の日です。

●着眼点

税理士事務所について

税理士 田中彰

10月になり今年もあと3ヶ月になりました。厳しい暑さも過ぎ過ぎやすい季節になりましたが、一説によると「夏バテ」よりも怖いのが「秋バテ」とのことです。クーラーや扇風機で身体が冷えたり、冷たいものの飲みすぎで胃腸が弱ったり、その影響が秋口に出るといいます。もとより朝夕の寒暖差など季節の変わり目は体調を崩しやすいので、どうか健康にはご留意ください。

さて、私事で恐縮ですが、愈々今月で還暦を迎えます。金融機関を辞め会計業界に転職し、父と田中税理士事務所を始めて30年になりました。その時の父の年齢が私の今の年齢だと思えば感慨深いものがあります。こうして事務所を続けてこられたのは皆様のおかげです。私は、少なくとも後10年は健康である限り、粉骨砕身業務に精励いたしますので今後ともよろしくご依頼申し上げます。

事務所の後継については今のところ不透明ですが、現在、娘は公認会計士として監査法人に勤めており、息子は今春から国税専門官として大阪国税局に採用いただきました。両名とも税理士業務と無縁ではないと思います。また、事務所職員においても税理士をめざして勉強中の者もいますので、大いに期待をしています。これから10年の間に方向性を決定したいと考えています。

さて、先日当事務所は上京税務署の調査を受けました。調査と申しましても税務調査ではなく、税理士専門官による税理士事務所の「実態調査」であり、税理士法に基づいて違反が無いかの調査でした。税理士は、一般的に納税者の税金が可能な限り少なくなるように考え、ましてや不当な税金を徴収されないように注意しています。しかし、脱税を勧めたり、脱税に協力したりすることは許されません。そして、日々の業務の記録保存をしなければなりません。その辺りが問題ないかどうかの調査であり、お陰さまで問題なく2時間足らずで終了しました。これからも健全な事務所運営を心がけていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●京都府の最低賃金について

T&M通信 8月号でお知らせしました地域別最低賃金の件ですが、下記のとおりとなっています。

京都府 10月7日から 807円

大阪府 10月1日から 858円

ご確認ください。

なお、この賃金変動により社会保険料の標準報酬2等級以上の変動がある場合には、月額変更届の提出もお忘れなきよう、お願いいたします。

(文責 中澤 里美)

●税の作文

昨日、T&M通信のネタを探すため、自宅でインターネットを見ていると、国税庁のHPで面白いものを見つけたので、紹介させていただきます。

税の作文(中学生・高校生)というものを国税庁は、募集しているようです。

「将来を担う中学生の皆さんが、税に関することをテーマとして作文を書くことを通じて、税について関心を持っていただき、また、税について正しい理解を深めていただく」ことを目的としているそうです。

中学生の頃の私を思うと、募集する人がいるのかと思いましたが、平成26年はなんと615,230編も募集があったようです。

受賞作品をいくつか読んでみますと、作者の方々は様々な場所で税金が使われていることに気付き、勉強をして、税金の大切さを感じて書かれているようで、なかなか面白いと思いました。

皆さんも、もし興味があれば読んでみてください。

なお、平成27年の募集は9月4日に締め切られております。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/gakushu/sakubun/>

(文責 竹次 貴)

●健康保険(協会けんぽ)・厚生年金保険の適用について

今年度になってから数件の顧問先様から、日本年金機構より社会保険への加入についての文書が届いたとのご連絡がありました。

そもそも社会保険制度については、法人では常時使用し賃金を支払う役員・従業員が1名でもいる場合、個人事業では常時使用し賃金を支払う従業員が5人以上いる場合は厚生年金・健康保険の加入が法律により義務付けられています。

厚生年金に加入している事業所の70歳未満の方は全て被保険者になります。健康保険については75歳未満の方は全て被保険者になり75歳からは後期高齢者医療制度の被保険者となります。パート従業員についても常勤従業員の4分の3以上の労働時間がある場合には加入しなければなりません。また、社会保険制度には病気やケガで会社を休んだ時の療養費、子供が生まれた時の出産育児一時金、ご本人やご家族が亡くなった時の埋葬料等の給付金もあります。

他にも被保険者や被扶養者等についての要件等がありますので、詳しくお知りになりたい方は当事務所までご連絡ください。

(文責 田中 恵子)